

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成22年5月25日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530008

研究課題名（和文）コモン・ローの形成と教会

研究課題名（英文）The Formation of the English Common Law and the Church

研究代表者 直江 真一 (NAOE SHINICHI)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：10125619

研究成果の概要：

（和文）

13世紀イングランドで作成された裁判実務書の分析を通して、国王裁判所の訴訟手続と教会裁判所の訴訟手続の比較検討をおこなった。具体的には、『訴訟および法廷の書』(1写本のみ伝来)と『聖俗の法廷における訴訟手続』(3写本が伝来)を詳細に比較分析することによって、在地レベルにおいて聖俗両裁判手続の間で一定の関連性が認められること、また裁判実務書は作成者それぞれの関心に応じて内容が一様ではないことを明らかにした。

（英文）

By analyzing two jurisdictional tracts which were written in thirteenth century England, *De placitis et curiis tenendis* (there survives only 1 MS) and *Forma placitandi in curiis tam ecclesiasticis quam laicis* (there exist 3MSS), the author has made clear a certain relationship between the procedure of the royal courts and that of the ecclesiastical courts. Also it has become clear that these tracts may have different contents according to the concern of the person who made it.

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	9,000,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：コモン・ロー、教会、国王裁判権、裁判実務書

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、現代の2大法系であるヨーロッパ大陸法系と英米法系のそれぞれ

の基をなす大陸法（シヴィル・ロー）とイングランド法（コモン・ロー）が12世紀以降いかにして分岐していったのかという問題関心の下に、過去20数年間にわたってイングランドにおけるコモン・ローの成立史に関する一連の研究をおこなってきた。

(2) その際、研究代表者がとりわけ留意してきたのは、コモン・ローの形成を当時のヨーロッパ社会全体における大きな変動、とりわけ法学の興隆という現象の中で位置づけることである。それは、イングランド法の「島国的」性格を強調する伝統的コモン・ロー史学のあり方に対する疑問、換言すれば、コモン・ローの形成に対する学識法（ローマ法・教会法）の影響を過小評価してきた従来の通説的見解に対する反省を意味する。

(3) 学識法研究の成果を取り込みつつ、コモン・ロー成立史を再検討するという立場から研究代表者はこれまでにも数点の論文を公表してきたが、本研究においては、これまでの成果を踏まえて、裁判実務の面で教会人がコモン・ロー形成において果たした役割を解明することによって、学識法の影響を一層明確にすることができるのではないかと考えた。これが本研究の動機である。

2. 研究の目的

(1) コモン・ローの成立を教会法理論との対抗関係あるいはその影響下に捉え直すこと、それによって従来もっぱら封建裁判権あるいは地方的裁判権との対抗関係の中で議論されてきたコモン・ロー成立史を根本的に見直すこと、これが本研究の最終的な目的である。

(2) 申請時における当初の研究目的は、具体的には次の点にあった。すなわち、コモン・ロ一体系の基礎をなすことになる民事事件（主として土地訴訟）における国王裁判の諸手続、とりわけ訴訟開始のための重要な諸国王令状（royal writs）の成立過程において、教会法ないし教会人が果たした役割を実証的に解明することである。教会人の発した文書（書簡・証書など）および裁判関係史料（叙述史料を含む）を可能な限り広範に検討することによって、法理論および裁判実務の両面から、この点を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) ロンドン司教ギルバート・フォリオットの書簡集（Z.N.Brooke, D.A.Morey &

C.N.L.Brooke, eds., *The Letteres and Charters of Gilbert Foliot*, 1967）、現在刊行中のイングランド司教文書集（*English Episcopal Acta*）、史料集『ウィリアムI世からリチャードI世までのイングランドの訴訟』（*English Lawsuits from William I to Richard I*, ed. by R.C. van Caenegem, 2 vols, 1990-91）などの公刊史料を主たる検討素材として、教会人（高位聖職者）の発した文書（書簡・証書など）の中から初期コモン・ロー裁判手続の原型となる法理論および裁判実務を抽出する。

(2) 13世紀に書かれた裁判実務書の分析を通して、国王裁判所の訴訟手続と教会裁判所のそれとの比較検討をおこなう。具体的には、主として『訴訟および法廷の書』（*De placitis et curiis tenendis*）と『聖俗の法廷における訴訟手続』（*Forma placitandi in curiis tam ecclesiasticis quam laicis*）の2史料を対象として、残存写本（前者については、Cambridge University Library Ee I,1, ff.233r-235r の1写本、後者については、① Gonville & Caius College, Cambridge, 205/111, pp.409-429（以下、写本(a)と略記）；② Cambridge University Library Mm I, 27, ff.76v-77v（以下、写本(b)と略記）；③ Oxford Bodleian Library, Rawlinson, C.775, pp.127-150（以下、写本(c)と略記）の3写本）を詳細に検討することによって、いわば在地レベルにおける聖俗訴訟手続の関連を明らかにする。

この2史料は、13世紀に多く書かれた裁判実務書の類型に属し、それぞれ次のような書き出しで始まっている。すなわち、『訴訟および法廷の書』では、「以下の諸裁判所においては、それぞれ異なった仕方で訴答がおこなわれるということを理解せよ。諸裁判所とはすなわち、〔ウェストミンスターの〕ベンチの裁判官の面前での主君たる国王の裁判所、巡回裁判官の面前での国王裁判所、州およびハンドレッドにおける場合のような上記以外の主君たる国王の裁判所、伯の裁判所、バロンの裁判所、騎士の裁判所、自由不動産保有者の裁判所、司教の裁判所、修道院長の裁判所、リベルタスと呼ばれるその一定の権利にしたがって自由に保有しているその他の聖職者の裁判所である。…法も慣習も様々な地方において様々な仕方で存在しているからである」、また『聖俗の法廷における訴訟手続』では、「種々の裁判所の諸慣習は様々であり、それぞれの裁判所は訴答のそれぞれの方式を有している」である。このような書き出しからも推測できるように、この2史料は、在地レベルにおける国王裁判実務と教会裁判実務の関係性を具体的に示唆するものであり、本研究課題を遂行す

る上で適合的な史料である。

(3) 以上の作業、とりわけ写本史料の検討のため、それらが所蔵されているケンブリッジ大学図書館、同カレッジ附属図書館、オックスフォード大学ボドリー図書館に調査のため出張した。その際、可能な限り残存写本をマイクロ・フィルムないし複写の形で入手した。また、研究遂行上不可欠なイングランド中世法および教会法知見を得るために、2次文献の収集に努めた。関連図書を所蔵している国内各大学図書館に出張し、また学会・研究会において関連分野の研究者と研究課題について意見交換をした。さらに、2008年4月にオックスフォード大学オール・ソウルズ・カレッジのフェローであり、コモン・ロー成立史研究の第一人者であるポール・ブランド博士を日本に招聘した際には、氏の意見も聞き、研究の参考にした。

4. 研究成果

(1) 上記「研究の方法」(1) 記載の点については、教会人の発した文書と国王令状の比較検討などの作業をおこなったものの、研究代表者がすでに本研究以前に明らかにしておいた「新侵奪不動産占有回復訴訟（令状）」(assize of novel disseisin) の成立史とギルバート・フォリオットの関連性（すなわち、当該訴権が成立したといわれる1166年以前にその原理をギルバートが教会裁判実務において提示していたこと）のほかには、顕著な関連性を明らかにすることはできなかった。

(2) 上記「研究の方法」(2) 記載の点については、下記の研究成果を得ることができた。

①『聖俗の法廷における訴訟手続』に関しては、刊本 (*Select Cases of Procedure without Writ under Henry III*, eds., by H.G.Richardson & G.O.Sayles, Publications of the Selden Society, vol.60, 1941) では残存写本は上記写本(a)のみとされているが（写本(b)がこれを原型としていることはすでに学界で共通の認識となっている）、写本(c)も少なくとも途中まではほぼ同一の内容であることが判明した。写本(c)を写本(a)と比較すると、教会刑事訴訟手続の部分、ローマ教皇庁宛の委任書簡が欠落しているなど、総じて簡略化された内容となっていることも明らかになった。

②『訴訟および法廷の書』と『聖俗の法廷における訴訟手続』を内容面で比較検討した結果、次の3点が明らかになった。

第1に、教会訴訟手続については、『訴訟

および法廷の書』にはほとんど言及がなく、他方『聖俗の法廷における訴訟手続』では、写本(a)にある記述が、写本(b)では欠落しており、また写本(c)も簡略化している。このような3写本の間での違いは、写本①の場合、その作成者 Robert Carpenter II の主君 William de Insula が1258年に空位となったウィンチェスター司教区の後見権に関与していたために、同管区における教会法の運用に关心を有していたことから説明されると考えられる。

第2に、世俗訴訟手続については、『訴訟および法廷の書』は主として領主裁判所 (court leet) における裁判実務を描写しているのに対して、『聖俗の法廷における訴訟手続』は主として国王巡回裁判手続を描写しており、作成者の関心が明らかに異なる。但し、写本(c)は両者に言及している。

第3に、『聖俗の法廷における訴訟手続』からは国王（巡回）裁判所の訴訟手続と教会裁判所の訴訟手続の関連について以下の点が明らかになった。それは、教会裁判所における証人手続と国王裁判所における陪審（アサイズ）による証明手続の間にパラレルな展開が見られることである。たとえば、教会裁判所においては、証人の宣誓は次の文言でおこなわれる。すなわち、「主たる地方首席司祭よ、お聞き下さい。私は、畏れや偏愛や憎しみを理由として、また損得勘定のために、あるいは現世の何かのために、嘘を述べたり、いかなる真実を隠したりもいたしません。それ故、神の御加護がありますように」と。同様に、国王裁判所の陪審（アサイズ）手続においても、その宣誓文言は「裁判官よ、私が真実を述べることをお聞き下さい。主君たる国王の命令に基づいて汝が検分をなした保有不動産に関して、私は真実を語り、また真実を語るべきことについていかなることにも故意に隠すこととはない。したがって神および聖人達の御加護が私にありますように」とされている。また、教会裁判手続においては証人の証言が記録されることが強調されているが、国王裁判手続においても、出廷保証人の名前の令状への裏書、実際の陪審員名の陪審員名簿への裏書などが求められている。このように、教会裁判所のみならず国王裁判所においても、伝統的な口頭訴訟手続の重視に加えて書面の利用が進行していることは、刑事事件における評決の記録の点でも確認することができる。すなわち、陪審員の間で評決がまとまるとき、封緘され首席陪審員の印によって封印され、審問条項と共に巡回裁判官に手渡される。これは、評決提出日にあらためて口頭で確認される。すなわち、「陪審員達が評決を提出するために国王裁判官の面前にやって来たならば、首席書記が評決の中から最初にある事件を読み上げる。そし

て、陪審員のうちの一人がそれについて首席書記と共に話すことを要求し、彼等が協議し、次いで一人が、評決に書かれているごとくに、また実際に生じたごとくに語る」、と。

③以上のように、裁判実務書は作成者それぞれの関心に応じて内容が一様ではなく、また聖俗両裁判手続の間で一定の関連性を示す実務書が存在することが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件)

直江眞一「13世紀の裁判実務書」、西欧中世史研究会発表、2008年8月30日、於北海学園大学

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

直江 真一 (NAOE SHINICHI)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：10125619

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし